

## **TaxFlash**



### **納稅者の英語および米ドル建て記帳に関するアップデート**

2015 年 1 月 7 日、外国語およびルピア以外の通貨による記帳手続き並びに法人納稅者の法人税年次申告書提出義務に関して、財務大臣規則 No.1/PMK.03/2015(以下「財務大臣規則第 1 号」)が従来の財務大臣規則 No.196/PMK.03/2007 の改正版として公布されました。

財務大臣規則第 1 号は、上記の手続きおよび義務に関して以下の状況下における新要件を規定しています。

- 納稅者が既に国税総局長または地方税務署長等からの決定書を入手したが、当該決定書に毀損が認められる場合や、内容が判読不能または当該決定書を紛失したケース
- 納稅者が英語による米ドル建て記帳によって実施する政府との「契約」(例えば、生産分与契約 (PSC))を締結した場合で、契約期限が過ぎたケース

英語による米ドル建て記帳の権利が継続して認められるためには、納稅者は以下の条件を満たす必要があります。

- a)のケースに該当する場合、決定書の再発行を要求する。
- b)のケースに該当する場合、財務大臣規則第 1 号制定から 1 年以内(即ち 2016 年 1 月 6 日まで)または関連契約期限超過から 1 年以内に、納稅者が登記を行った管轄地域の地方税務署長に申請書を提出する。

## 第3世代CCoWおよび第6・第7世代CoW企業の法人税率

2014年11月24日、国税総局は、第3世代石炭鉱業事業契約(以下「CCoW」)および第6世代・第7世代の鉱物に係る(一般的に1996年から2000年の間に締結された)事業契約(以下「CoW」)を締結している納税者に適用される法人税率に対する見解を述べた通達No.44/PJ/2014(以下「国税総局通達第44号」)を公布しました。国税総局は、これらの納税者には30%の法人税率が適用されるとの見解を示しています。

これらの納税者に適用される法人税率は長年に渡り問題となっていました。その背景として、CCoW/CoWの多くは、最高税率を30%としていた1994年法人税法を基に、契約条項が一般法に優先するフレームワークに立っており、契約中には「政府規則」によるいかなる法人税率軽減をも適用すると明示されていた事実があります。(注:1994年法人税法成立当時、既に法人税率軽減実施が予期されていました。)

ところが最終的には、法人税率の軽減は「政府規則」によらず法律制定という形で導入されたため、法人税率軽減を規定する法的文書が納税者に税率軽減の恩恵をもたらすか否かが議論されてきました。

国税総局通達第44号は、国税総局の見解として、CCoW/CoWの契約中の「政府規則」への言及は狭義に解釈されるべきものであり、税率軽減についての法律文書は適用されるべきではないと明言しています。結果として法人税率30%は継続して適用されるべきものと解釈されます。国税総局はさらに、当該問題に対して25%の法人税率を適用してきた納税者(恐らく月次の法人税分割納税を含む)に対しての注意喚起を指示しています。

また、国税総局通達第44号は国税総局の見解を明示していますが、納税者の間で解釈に異議を唱える動きが出てくる可能性もあります。それでもやはり、CCoW/CoWの当事者である納税者はこのような動向を踏まえ状況を再検討することが求められます。

## PSCに対する付加価値税還付の新たな手続き

政府規則No.79/2010(以下「政府規則第79号」)公布以前に締結された生産分与契約(以下「PSC」)では、一般的に契約企業は、付加価値税(以下「VAT」)の回収ではなく、政府取り分からインプットVATの「還付」を受ける権利を付与されています。VAT還付は同額ベース(dollar for dollar basis)であるため、コスト回収と比べて絶対的な財務上の利点があります。この原則は、議論の余地はありますが、PSCにおける政府による全ての課税(所得税以外)からの契約企業の保護という初期の目的に立ち戻るものです。

2014年12月5日、財務大臣規則No.218/PMK.02/2014(以下「財務大臣規則第218号」)が公布され、PSCによるVAT還付について新たな手続きが明確になりました。財務大臣規則第218号は2015年2月2日を発効日とし、財務大臣規則No.64/PMK.02/2005(財務大臣規則第64号)に取って代わります。

以下にVAT還付に関する重要な変更点を要約します。

- 政府取り分には政府のFTP(ファースト・トランシェ・ペトロリアム)にかかる権利を含みません(従来この分野は不明確であったが、この解釈では還付の資金源が減ることになります)
- 還付は「タックス・クリアランス・ドキュメント(Tax Clearance Document)」による国税総局の確認を条件とします(従来、税務当局は還付手続きに関する認証行為には関与していませんでした)
- 契約企業のいかなる「採掘量超過分(overlifting)」に対しても、SKK Migas(石油・天然ガス上流事業監督部局)が還付権利と相殺する可能性があります(従来、overliftingは現金での精算が可能でした)
- SKK Migasからの完全な認証の取得に関する期限が設定されなくなります(従来は45営業日の期限が定められていました)

これらの取り決めは、SKK Migas実施規則下で詳細が明確化される予定です。

追加の変更点として、LNG(液化天然ガス)処理から生じるインプット VAT は、他の VAT “非課税”または控除対象外の消耗品と同様に、還付を受ける権利の範囲から除外されることが財務大臣規則第 218 号により示唆されています。この変更点は適用範囲が未だ検討中である一方、インドネシア国内の複数の LNG 生産基盤に影響を与えると見られ、LNG 生産契約の観点からも物議を醸すことも考えられます。現時点では、この原則がその他の“下流事業”的 VAT インプットにも適用されるかは不透明です。今後、この問題の動向を注視する必要があります。

## 探査段階の PSC に対する土地・建物税の軽減

インドネシア国内の石油・天然ガス生産に従事し、特に石油・天然ガス採掘の探査段階にある企業の支援を目的として、財務大臣は当該セクターに対する土地・建物税(*Pajak Bumi dan Bangunan/PBB*)減税による優遇措置を規定する規則 No.267/PMK.011/2014(財務大臣規則第 267 号)を 2014 年 12 月 31 日付けで公布しました。

当該優遇措置は地下構造物に対して認められ、当該部分にかかる土地・建物税の最大 100%までの税額を対象とし、2015 年以降に適用されます。石油・天然ガス事業者は当該優遇措置を享受するためには以下の要件を全て満たす必要があります。

- a) 政府との PSC は 2010 年 12 月 20 日(即ち石油・天然ガス上流事業に係る還付可能な事業コストおよび所得税に関する政府規則 2010 年第 79 号の発効日)以降に締結されていること
- b) 課税物件申告書(*Surat Pemberitahuan Objek Pajak/SPOP*)を税務署に提出していること
- c) エネルギー鉱物資源大臣(MoEMR)によって土地・建物税課税物件は探査段階にあることが明記された推薦状を提出すること

当該優遇措置は PSC 締結日から 6 年を限度として 1 年毎に認可され、この適用期間は最大で 4 年間の延長が可能です(エネルギー鉱物資源大臣からの推薦状の条件に依拠します)。

上記の国際税務アップデートに関するご質問等は、お気軽に PwC の貴社担当者までご連絡ください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Michelle Mianova**  
michelle.mianova@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Paul Raman**  
paul.raman@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadja**  
yuliana.kurniadja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.